㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年八月二十日
㈦	図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十日

北海道開発局長　岡下　淳

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	三十八号及び三百三十六号
㈢	占用を制限する区域	釧路市寿一丁目六番一地内
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年八月二十七日
㈦	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和４年国土交通省最低賃金公示第４号）及び漁業（いか釣り）最低賃金（令和７年国土交通省最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100－8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　全国

３　適用する使用者

⑴　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　はしけ

②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項各号に掲げる船舶

③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

⑵　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　遠洋区域を航行区域とする船舶

②　近海区域を航行区域とする船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

⑶　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第12号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

⑷　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

令和８年８月20日

交通政策審議会会長　橋本　英二

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０２５９号

広島市安佐南区上安２丁目33番８号

申立人　井上　　進

本籍福岡県北九州市八幡西区大字浅川940番地

最後の住所広島市安佐南区上安２丁目20番33号

死亡の場所広島県広島市

死亡年月日令和７年４月３日

出生の場所長崎県長崎市

出生年月日昭和11年10月31日

職業無職

被相続人　亡　橋本　耕一

広島市安佐南区上安２丁目33番８号

相続財産清算人　司法書士　井上　　進

催告期間満了日　令和９年３月12日

広島家庭裁判所

令和８年（家）第２０００６号

栃木県塩谷郡高根沢町光陽台2丁目52番地2光陽台住宅Ｃ－23

申立人　小林　尚子

本籍栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生191番地

最後の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生191番地

死亡の場所栃木県芳賀郡芳賀町

死亡年月日平成13年6月16日

出生の場所福島県南会津郡田島町

出生年月日大正9年3月17日

職業不明　　被相続人　亡　佐間田モト

栃木県真岡市荒町2094番地市村司法書士合同事務所

相続財産清算人　司法書士　市村　智亮

催告期間満了日　令和9年3月5日

宇都宮家庭裁判所真岡支部

令和８年（家）第７０３４号

福島県喜多方市字御清水東7244番地４

申立人　遠藤　忠一

本籍福島県南会津郡南会津町長野字長野69番地１

最後の住所福島県喜多方市豊川町一井字間々ノ上580番地１　市営一ノ堰団地８－90号

死亡の場所福島県会津若松市

死亡年月日令和６年４月21日

出生の場所福島県南会津郡田島町

出生年月日昭和18年２月18日

職業無職　　被相続人　亡　星　勝利

住所　福島県喜多方市塩川町字東栄町６丁目２番地17　ＳＫＣビル２階

相続財産清算人　司法書士　栗田　恭佑

催告期間満了日　令和９年３月３１日

福島家庭裁判所会津若松支部